

# 新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援金

事業収益が悪化した事業者に持続的な事業の継続を後押しする観点から

一律 **10万円** を支給します。



東伊豆町内で事業を営む皆様を支援いたします！

## 対象事業者

- 東伊豆町内に住所を有する農業者・林業者・漁業者
- 東伊豆町内で事業を営む企業及び個人事業主で本社又は主たる店舗、工場、事業所が町内にあるもの

## 給付条件

- 新型コロナウイルスの影響で、令和2年3月から6月までの任意の「ひと月間」の売上が、前年同月比で15%以上かつ10万円以上減少しているもの。前年対比ができない新規事業者は令和2年1月、2月の売上の平均と比較する。
- 令和元年12月末までの納期が到来した町税に滞納がないもの。ただし納付計画等を行っている場合は給付対象とする。
- 今後1年以上事業を営む予定であるもの。
- 東伊豆町暴力団排除条例を遵守できるもの。

## 提出書類

- ①新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金申請兼請求書
- ②暴力団排除誓約書

- 法人の場合 (1) 確定申告書別表一の控え (1枚)  
(2) 法人事業概況説明書の控え (1P・2P)  
(3) 令和2年対象月の売上 (事業収入) を示した元帳または試算表
  - 個人の場合 (1) 身分証明書 (免許証、保険証等)  
(2) 令和2年対象月の売上 (事業収入) を示した元帳または試算表  
(3) 青色申告の場合→令和元年分確定申告書第一表の控え (1枚)  
所得稅青色申告決算書の控え (1P・2P)  
白色申告の場合→令和元年分確定申告書第一表の控え (1枚)  
(青色申告の場合も令和元年分確定申告書第一表の控えのみでも可。ただし白色申告の場合と同様に令和元年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)
  - 給付される口座の通帳またはキャッシュカード
- ※各種申告書の控え、元帳または試算表、通帳 (開いたページの1・2ページ目の両方、静岡銀行の場合は表紙もお願いいたします。) またはキャッシュカードのコピーをご用意ください。

## 申請手続

- 申請期間 令和2年6月1日 (月) ~8月31日 (月) 平日9:00~16:00
  - 受付窓口 東伊豆町商工会
- ※ご連絡いただければ提出書類①、②を郵送いたします。必要事項を記入し、上記の必要書類●コピーと合わせて郵送にてご提出ください。
- ※来館される場合は商工会の駐車場は狭く、駐車が困難な場合があるので役場等の近隣の駐車場をご利用ください。

問合せ

東伊豆町商工会  
賀茂郡東伊豆町稲取 383-5  
TEL 0557-95-2167